

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成23年9月26日(月)午後7時00分～午後7時30分  
場所 小田原市役所 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子  
2番委員 前田輝男 (教育長)  
3番委員 桑原妙子 (教育委員長職務代理者)  
4番委員 和田重宏 (教育委員長)  
5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 三廻部 洋子  
文化部長 諸星 正美  
教育部副部長・教育総務課長事務取扱 佐藤 富朗  
文化部副部長 奥津 晋太郎  
生涯学習課長 高橋 幸男  
文化財課長 加藤 裕文

(事務局)

- 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 阿部 祐之  
教育総務課主任 井上 晃輔

### 4 議事日程

日程第1 議案第27号 教育委員会委員長の選挙について (教育総務課)

日程第2 議案第28号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

(教育総務課)

### 5 報告事項

- (1) 第47回全国史跡整備市町村協議会大会の開催について (文化財課)

(2) 松永記念館美術展の観覧料について (生涯学習課)

(3) 斑鳩町交流展示の実施について (生涯学習課)

## 6 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…山田委員、前田委員に決定

(3) 日程第1 議案第27号 教育委員会委員長の選挙について (教育総務課)

和田委員長…教育委員会委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項及び第2項により、「任期は1年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。

私は、平成22年10月1日から委員長に選任されておりますので、9月30日を持ちまして、その任期が終了することとなります。

このため、平成23年10月1日からの任期を持ちます、教育委員会委員長を選任する必要がありますが、この方法といたしましては、前任者の在職中に、期限付きで次の委員長を選挙しておくことが可能です。この場合の当選の効力は、期限到来の日、つまり10月1日から発生することになります。

したがいまして、本定例会におきまして、平成23年10月1日からの任期を持ちます、教育委員会委員長の選挙を行おうとするものであります。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に準じて、指名推選によっても差し支えないと解されております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、山田委員から指名していただくことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、山田委員から推選していただくことに決定いたしました。それでは、推選をお願いいたします。

山田委員…これまでの経験等を踏まえまして、教育委員会委員長に、和田委員を推選いたします。

和田委員長…お諮りいたします。ただいまの推選に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、ただいま推選されました私が教育委員会委員長に当選、決定いたしました。

(4) 日程第2 議案第28号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

(教育総務課)

和田委員長…委員長職務代理者の指定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、その職務を行う。」と定められ、予め委員を指定することが求められております。これにつきまして、御意見等いかがでしょうか。

山口委員…教育委員会委員長職務代理者に、山田委員を推薦します。

和田委員長…ただいま、山口委員から山田委員を推薦する発言がございましたが、ほかに御意見いかがでしょうか。

(意見なし)

御意見もないようですので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、私から指名させていただきます。教育委員会委員長職務代理者に、山田委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、山田委員が、教育委員会委員長職務代理者に決定いたしました。よろしく申し上げます。

(5) 報告事項 (1) 第47回全国史跡整備市町村協議会大会の開催について

(文化財課)

文化財課長…それでは、報告事項（１）第４７回全国史跡整備市町村協議会大会の開催について、御説明させていただきます。資料１を御覧ください。

本年７月１１日に開催されました、全国史跡整備市町村協議会の役員会におきまして、平成２４年度の全国大会の開催市として小田原市が推薦されましたので、御報告申し上げます。なお、正式には、本年１１月の同協議会の総会において決定される予定でございます。

協議会の概要でございますが、この協議会は、主として史跡名勝、天然記念物等を有する市町村により組織され、現在、全国で５２４の市町村、神奈川県では本市を含め７市町が加盟しております。次に、全国大会でございますが、資料の番号２でございますように、開催時期は来年１０月中旬、３日間の日程で予定されております。次に、内容としては、協議会の事業計画等の協議や、史跡整備のための国への要望の協議等を行う総会のほか、史跡の保存と活用に関する講演会、無形文化財である民俗芸能などによる記念公演、さらに、エクスカージョンとして、県内の史跡等の整備状況の視察を予定しております。大会運営につきましては、神奈川県及び県内の加盟市町等による実行委員会を組織し運営する予定でございます。次に、出席者でございますが、過去の大会では、協議会の加盟市町村の首長又は行政職員のほか、来賓として文化庁長官、県の教育長、史跡保全議員連盟に所属する国会議員等が出席されております。なお、参加者数は開催地により異なりますが、一昨年宮崎大会では約２００名、昨年の奈良大会では約２７０名が参加されましたので、２００名から２５０名の参加を想定しております。

資料の裏面を御覧ください。過去の開催状況でございますが、関東地区といたしましては、平成１３年の前橋市以来、神奈川県といたしましては、昭和４８年の箱根町以来ということになります。なお、東日本大震災により、今年度、平泉町で予定されておりました大会は中止となっております。来年の大会は、東日本大震災後、最初の大会であり、震災を受けての文化財の保存や復原についても検討がなされる大会になるのではないかと考えております。また、全国各地の皆さんに小田原の文化財を深く知っていただく絶好の機会となると考えております。以上で、説明を終わらせていた

できます。よろしくお願い申し上げます。

(質 疑)

和田委員長…この大会を開催する市町村は順番が決まっているのでしょうか。

文化財課長…特に決まった順番はございませんが、開催地域が続くことがないように配慮をしながら、事務局が地区協議会に投げかけています。ただ、再来年度からは、全国ブロックで順番に開催する予定でございます。

前田教育長…開催の意味は分かるのですが、開催の効果はあるのでしょうか。

文化財課長…地域によって史跡整備の手法が徐々に変わってきていますので、他の地域の整備状況を見たり、報告を受けたりすることで、より良い整備方法が全国に波及していくことが期待出来ます。また、そのために必要な予算についても国に要望を出していくという意味でも、重要な大会だと考えております。開催地につきましては、その地域の史跡の状況を情報発信する機会になると考えております。

山 口 委 員…横浜市などはこの協議会には入っていないのですね。

文化財課長…横浜市につきましては、以前は加入されていた時期もあるのですが、独自に整備等をされているということで、現在は入っておりません。ただ、横浜市には全国的な意味のある遺跡がたくさんございますので、来年の大会の中では、エクスカージョンという、史跡の見学の際には御協力いただきたいということで、了承いただいております。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項 (2) 松永記念館美術展の観覧料について (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、報告事項(2)松永記念館美術展の観覧料について、御説明申し上げます。資料2を御覧いただきたいと存じます。

松永記念館は、松永耳庵が、美術館として設立した施設でございまして、財団法人松永記念館の解散に伴い、小田原市に寄贈された施設を昭和55年10月に郷土文化館の分館として開設したものでございます。市では、

施設の有効活用を図るため、本来の美術館としての活用や、耳庵の精神に基づく、茶道文化の発信拠点としての活用等を推進するとともに、施設や庭園の改修・整備等につきましても、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づき、推進しているところでございます。

また、美術館としての魅力を高めるための事業として、本年度から、近隣美術館との連携・交流関係を活かした「松永記念館交流美術展」や、市民グループとの協働による美術展等を実施し、市民や観光客を対象に、質の高い美術品の展示を行う予定でございます。

今回、御報告をさせていただきますのは、このような特別な美術展を実施するに際し、観覧者に対して一定の御負担をしていただくことにより、質の高い展示会の開催や、運営基盤の安定化等を図るものでございます。観覧料の徴収につきましては、小田原市郷土文化館条例第7条に、「市長は、特別の展示をする場合は、500円の範囲内で観覧料を徴収することが出来る」との規定がございますことから、このような特別な美術展の実施に際しまして、この規定により観覧料を徴収するものです。

観覧料の額につきましては、県内の公立美術館等の観覧料を参考といたしまして、原則として、一般の大人500円、高校生・大学生300円、中学生以下を無料といたしますが、展示の内容や規模などを勘案し、その都度、適宜に設定したいと考えております。なお、平成23年度につきましては、資料2の4にお示しいたしましたとおり、「松永記念館交流美術展」と「長谷川湍二郎展」の開催を予定してございます。

「松永記念館交流美術展」につきましては、現代日本画の有数なコレクションで知られる、箱根 芦ノ湖成川美術館のご協力をいただきまして、平山郁夫をはじめ、日本画の巨匠から、気鋭の若手作家にいたるまで、同館が所蔵する名作を展示するものでございます。また、「長谷川湍二郎展」につきましては、市民グループと市とで構成する実行委員会の企画によりまして、小田原ゆかりの方が所有する、長谷川湍二郎の作品展を開催する予定でございます。

以上をもちまして、報告事項（2）松永記念館美術展の観覧料についての報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

山 田 委 員…とても喜ばしいことだと思っています。松永記念館は小田原が誇れる一つの建物だと思いますし、庭もとても綺麗ですので、美術館として色々な素晴らしいものを市民や観光客の方に見ていただければ良いと思います。観覧料として徴収したものは具体的にどのようなものに使われるのでしょうか。

生涯学習課長…今回の観覧料につきましては、成川美術館から作品をお借りいたしますので、その謝礼等に使用する予定です。

山 田 委 員…松永記念館は美術品を収蔵するスペースが限られていると思うのですが、そのようなスペースの増設等にも使用されると良いと思います。

生涯学習課長…御存知の通り、松永記念館の一部には収蔵庫がございますが、そこが殆ど満杯となっている状況でございます。小田原市の中で他には尊徳記念館に収蔵庫がございますので、そのあたりも融通を利かせながら美術品の収蔵をしたいと考えております。

前田教育長…観覧料について、中学生以下は無料ではありますが、高校生についても無料にすることも検討しているという話を以前に聞きましたが、それはどうなりましたか。

生涯学習課長…内部で検討を重ねましたが、「松永記念館交流美術展」と「長谷川湍二郎展」に関しましては、高校生も大学生と同じく300円の観覧料を徴収したいと考えております。

山 口 委 員…これだけの美術品をお借りするということですが、セキュリティは大丈夫でしょうか。窃盗等への対策も充分に考えておかなければ大変なことになってしまうと思います。

生涯学習課長…仰るとおりでございます。現在、機械警備をお願いしていますが、美術展が開催される約1ヶ月間につきましては、場合によっては市の職員が夜間まで張り付くということも考えなければならぬかと考えています。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (3) 斑鳩町交流展示の実施について (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、報告事項(3)斑鳩町交流展示の実施について、御説明させていただきます。資料3を御覧いただきたいと存じます。

この展示は、斑鳩町教育委員会が企画し、小田原市の郷土文化館を会場に、古代の小田原と斑鳩との歴史的な関係をテーマとして実施するものでございます。昨年8月1日の広報おだわらに、加藤市長と、斑鳩町にある世界文化遺産 法隆寺の大野玄妙管長との対談が掲載されており、奈良時代の小田原に法隆寺の食封が置かれていた事実を踏まえ、古代における小田原と斑鳩及び法隆寺との間の人的な往来や、これに伴う文化面での交流などが話題とされておりました。

今回の展示会は、この対談をきっかけに、小田原と斑鳩との歴史的な関係について、多くの小田原市民に知ってもらいたいという観点から、斑鳩町側で立案したものであり、小田原市としても、世界文化遺産である法隆寺のほか、藤ノ木古墳など日本古代史に関わる有数の史跡を有する斑鳩町との関係をアピールすることは、非常に有意義なものであると考え、その開催に協力することとしたものでございます。なお、具体的な展示内容につきましては、現在、斑鳩町文化財センターにおきまして、法隆寺のほか、中宮寺、法起寺、法輪寺に関する出土遺物や法隆寺の宝物などを中心に、詳細を検討しているところでございます。

また、開催日程につきましては、斑鳩町が来年2月11日、町制施行65周年を迎えることから、これを記念する催事の一環として開催したいという斑鳩町サイドの考え方もあり、来年2月下旬から3月下旬頃を予定してございます。

以上をもちまして、報告事項(3)斑鳩町交流展示の実施についての御説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(8) 委員長閉会宣言



平成23年10月25日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（前田委員）